

答 申 の 概 要

件名	自分が教育長宛てに発出した手紙に関し教育長及び教育委員会幹部が話し合い等をしたことがわかるメモ等に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第37号）		
本件保有個人情報	請求1 平成30年9月に審査請求人が教育長に宛てた特別支援学校の特定教員に対する聞き取りに関する手紙（全部開示） 請求2 自分の手紙について教育長及び教育委員会幹部が話し合い等をしたことがわかる文書（文書不存在）		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	平成31年2月22日	答申年月日	令和2年1月29日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		
<p>審査会の結論 実施機関の決定は妥当である。</p> <p>審査会の判断</p> <p>(1) 本件請求について 本件請求は、審査請求人が主張する日誌の内容の捏造に関連して、特別支援教育課が関係者に聴取を行った手法や聴取内容について審査請求人が疑問を述べている教育長宛ての手紙（以下「本件文書」という。）について、教育長及び幹部職員が指示又は話し合いをした際のメモ、議事録等の開示を求めたものである。</p> <p>(2) 請求2に係る本件保有個人情報の保有の有無について 実施機関の説明によると、教育長宛ての文書が到達した際には、通例、調整・委員会担当の職員が文書を開封し、教育長個人宛てのものを除き文書の内容に関連する業務を担当する所属に手渡ししており、本件文書についても、その内容に関連する業務を担当する監察班に手渡したとのことである。また、監察班において本件文書の内容を確認したところ、従来から審査請求人が実施機関に対し主張してきた内容と相違ないものであったため、担当者間での情報共有に留めたとのことであり、教育長又は幹部職員からの指示や話し合いは行われておらず、請求2に係る本件保有個人情報を作成していないとのことである。</p> <p>当審査会事務局職員をして実施機関に改めて確認したところ、通例、教育長宛ての要望書等が届いた場合、調整・委員会担当の職員が内容を確認した上でその内容に関連する業務の担当課へ手渡し、担当課において必要があると認められる場合のみ教育長等へ報告を行うとのことであった。本件文書については、その内容が以前から審査請求人が実施機関に対し主張している、審査請求人が特別支援学校に在学していた当時であったとしている教員等の不正問題や、卒業後に当該問題に対し実施機関へ申し立てた際の実施機関の対応への不服といったものであり、審査請求人がそのような主張をしていることについては既に教育長等へ報告済であったため、本件文書の到達に係る報告は行わなかったとのことであった。このように、教育長等からの指示や話し合いといった出来事の前提となる教育長等への報告を行った事実はなかったものの、審査請求人から開示請求を受け、請求2に係る本件保有個人情報を探索したが、その存在を確認できなかったとのことであった。</p> <p>審査請求人からも、請求2に係る本件保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な主張はないことから、実施機関が請求2に係る本件保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。</p>			